

令和6年10月2日（水曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
8番	佐藤耕治	委員	10番	渡邊賢一	委員
11番	伊藤正彦	委員	12番	古沢清志	委員
13番	太田芳彦	委員	14番	沖津一博	委員
15番	荒木春吉	委員	16番	阿部清	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
猪倉秀行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	東海林恒	企画創成課長
石橋慶幸	みらい協働課長	佐藤倫久	デジタル戦略 課長
小林博之	財政課長	安孫子廣美	税務課長
渡辺智昭	市民生活課長	菊地正博	防災危機管理 課長
佐藤利美	建設管理課長 補佐	渡邊健一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
白田純一	商工推進課長	後藤英明	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	福祉国保課長	黒田美紀	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	寺西里衣	会計管理者（兼） 会計課長
大江幸範	上下水道課長	山田良一	病院事務長
今野育男	学校教育課長	安彦絵美	生涯学習課長
笹原泰治	スポーツ振興 課長	大沼勇	監査委員
後藤健一郎	監査委員	渡邊昭	監査委員 局長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
令和6年10月2日(水) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 認第1号 令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第2号 令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第3号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第4号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第5号 令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第6号 令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第7号 令和5年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 8 議第44号 令和5年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 9 議第45号 令和5年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 10 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
〃 11 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○太田芳彦委員長 おはようございます。
ただいまから決算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○太田芳彦委員長 日程第1、認第1号令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議第45号令和5年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

議案上程

○太田芳彦委員長 日程第10、分科会審査の経過

並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

○太田芳彦委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。安孫子総務産業分科会委員長。

〔安孫子義徳総務産業分科会委員長 登壇〕

○安孫子義徳総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月19日及び20日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに認第6号、議第44号及び議第45号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、認第1号については、初めに歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第11款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第12款、歳出第13款の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市営住宅使用料について、収入未済額の割合が大きいようだが、今後の滞納整理に関する考えは」との問いがあり、当局より「市営住宅の入居者については、その所得の状況などを含め、使用料の納付に関して様々な課題があります。建設管理課では年2回程度納付相談を行っておりますが、今後も入居者との接

点を増すことや、状況によっては保証人も交えるなど、滞納初期のうちから滞納額が増えないよう対応していきます」との答弁がありました。

委員より「歳入に係る不納欠損額のうち、多くを市税が占めているが、税の公平性の観点から、不納欠損を減らすための対策が必要だと思うが、どのように考えているか。また、滞納整理業務の民間委託は検討しているのか」との問いがあり、当局より「税務課では時効による不納欠損を減少させる対策として、財産調査を徹底し、納付資力があるにもかかわらず納付されない方に対しては差押えを早期に行うなど、滞納処分を行っています。また、滞納整理業務の民間委託については、現時点では検討をしておりません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「若者定着支援未来創成基金へ積立てを約1,000万円支出しているが、今後不足することはないのか」との問いがあり、当局より「積立額については、補助対象者の推移を見ながら、不足が見込まれる段階でその分を追加するという運用をしているため、足りなくなることはないと考えております」との答弁がありました。

委員より「情報化推進事業について、A I議事録システムやウェブ会議システムを導入しているとのことだが、その利用実績は」との問いがあり、当局より「A I議事録システムについては、音声を読み取り、文字に変換する機能などがあるシステムで、1月当たり多いときで30

回程度の利用があります。ウェブ会議システムについて、課長会などの庁内での会議や防災関係の会議などはW e b e xを、市民に関わる打合せなどはZ o o mをそれぞれ使用しています」との答弁がありました。

委員より「情報化推進事業について、情報セキュリティ対策は重要と考えるが、職員が参加した研修の内容は」との問いがあり、当局より「C Y D E Rと呼ばれる国が実施する情報セキュリティ研修があり、情報システム職になった職員について、ウェブでの研修や県などの会議室に集まり実施する机上訓練に参加しました。令和6年度についても、職員1名が参加予定です」との答弁がありました。

委員より「結婚支援対策事業の成果連動部分について、令和5年度の成果と支出の内容は」との問いがあり、当局より「当該事業については、令和5年8月に事業者と契約し、事業を開始したため、令和5年8月から令和6年3月までの実績となります。成果連動部分については、3項目あります。1つ目が、イベント等への参加者数で213名の参加がありました。2つ目が、婚活サービス事業者への登録数で3名の登録がありました。3つ目が、成婚数ですが、成婚したという報告は受けておりません。以上から、成果連動部分の支払いは115万5,000円となりました。イベント参加者数については、おおむね予定どおりの参加者数であり、現時点で成婚の実績はありませんが、一定期間継続し、判断する必要があると考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新規高卒就労者定着事業について、実施状況の詳細は」との問いがあり、当局より

「市内の事業者へ新規就職した1・2年目の方を対象に、50名の方から参加いただきました。モチベーションアップのコツについての講演などを行い、新規就労者のサポートができたものと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「企業立地促進補助金の交付状況及び工業団地の企業誘致の状況は」との問いがあり、当局より「企業立地促進補助金の交付状況について、令和4年度以前に操業を開始した企業に複数年度に分けて交付している分が6社、令和5年度に操業を開始し交付している分が1社です。また、企業誘致の状況ですが、既に分譲地に契約し、今後操業を開始する予定の企業が2社です。分譲中の5.78ヘクタールに関しては、企業の誘致に向けて活動を続けています」との答弁がありました。

委員より「テレワーク拠点施設整備の現状と今後の展開についてどのように考えているか」との問いがあり、当局より「テレワーク拠点施設整備について、令和4年度より民間の人材を活用する地域活性化起業人派遣制度を活用し、検討を重ねてきたところですが、派遣元企業の都合により令和5年度をもちまして活用を中止しております。それに代わるものとして、みらい協働課所管の若者の創造性育成事業において、フローラ・S A G A Eの再整備を検討していますが、その一部としてテレワークの位置づけの整理も図っていく予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「環境保全型農業直接支払交付金について、交付団体及び交付対象となる取組の内容は」との問いがあり、当局より「交付団体は、つや姫ヴィラージュと農協白岩支所水稻部会の2団体です。対象となる取組については、化学肥料の5割低減や総合的病虫害・雑草管理（IPM）、秋耕の実施などの環境保全に効果の高い農業に関するものになります」との答弁がありました。

委員より「スマート農業推進事業費補助金について、交付した経営体の数及び対象とした機械の詳細は」との問いがあり、当局より「4つの経営体に交付しました。対象とした機械は、電動の剪定ばさみ及びロボット草刈り機です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「道路新設改良費について不用額が大きい、その要因は」との問いがあり、当局より「交付金事業にて工事を行っている鹿島1号線について、令和5年度の交付金の配当がなかったことなどが主な要因になります」との答弁がありました。

委員より「住宅建築推進事業補助金について、県の補助金額に合わせた予算編成であることは理解するが、大変需要の高い補助金であり、希望があっても補助を受けられない方もいたということから、今後の補助金の在り方を検討すべきではないか」との問いがあり、当局より「御

指摘のとおり、当該補助金については希望があっても交付できない方がおりました。今後については、希望する方へ広く行き渡るような施策の検討を進めています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「備蓄している食品等について、保存期間が近づいたものに関しての利活用はどのようにしているのか」との問いがあり、当局より「主に保存期間が4年経過した食料、備蓄品につきましては、市内の自主防災組織に活用を促す案内を行い、各地区の訓練などの活用を希望する場合は配付しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第6号令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第44号令和5年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「昨年度に比べ純利益が減少してい

るが、その要因は」との問いがあり、当局より「主な要因としては、人口減少や節水器具の普及などによる給水収益の減少が考えられます。また、毎年漏水調査を行っていますが、新たな漏水や調査での発見が困難な漏水の発生などによる有収水量の若干の減少なども影響していると考えられます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号令和5年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「未収金残高が前年度に比べ減少しており、大変効果の高い対策を取ったと考えられるが、その対策の詳細は」との問いがあり、当局より「滞納整理については、納入が困難な方への分割等の納入相談に加え、納入の状況により給水停止などの対応を行っています。そのような対応で減少傾向になっていると思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○太田芳彦委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。月光厚生文教分科会委員長。

〔月光裕晶厚生文教分科会委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月20日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款及び歳

出第10款並びに認第2号から認第5号並びに認第7号であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「2款1項9目の高齢者運転免許証自主返納支援事業について、免許証の自主返納者が157件となっているが、返納者は増えているのか、減っているのか」との問いがあり、当局より「申請件数ですが、令和2年度が172件、令和3年が176件、令和4年が166件ということで、横ばいという感じであります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「3款1項5目の地域生活支援事業について、特別支援学校の通学に助成13名ということだが、内訳はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「楯岡特別支援学校の大江校に10名、山形養護学校に2名、山形聾学校に1名となっております」との答弁がありました。

委員より「3款2項1目の放課後児童対策事業について、不用額が1億1,227万9,000円として委託料と扶助費が突出しているが、どのような原因でそうなったのか」との問いがあり、当局より「当初の積算よりも児童数が少なかったこともあり、学童クラブの委託料が予想以上にかからず残額が出てしまったところであります」との答弁がありました。

委員より「子ども・子育て支援事業について、病児病後児保育施設、ゆうきの森・げんきの森

の利用実績は」との問いがあり、当局より「令和5年度の病児保育の人数ですが308人で、令和4年度が184名でありますので、増加しております。病後児保育につきましては、げんきの森とあいは一と、2か所を合わせまして53名です。令和4年度が112名ですので、こちらについては減少しているところであります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「4款1項1目のさがえこうのとり応援事業について、保険が利くようになり、年齢制限もあるが、申込件数はどうなっているか」との問いがあり、当局より「令和5年度におきまして保険が適用になったが、それ以上の分と先進医療を含めた分についての申請があった年齢につきましては、39歳までの方が12名、40歳から42歳につきましては6名となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「10款3項3目の就学援助事業について、要保護・準要保護児童の就学人数は、令和5年度は中学校が89名、小学校が145名とのことだが、令和4年度からの推移は」との問いがあり、当局より「令和4年度の小学生の就学援助数は138名です。特別支援のほうは令和4年度は52名になっております。中学生の就学援助数は96名、特別支援のほうが14名になっておりますので、小学校の就学援助数は増えており、中学校のほうは若干減少しているような状況です」との答弁がありました。

委員より「10款1項3目の学力向上推進事業について、リーディングスキルテストやまるぐランド、GTECなどはもう二、三年やっていると思うが、子供たちへ浸透しているのか」との問いがあり、当局より「始めた当初よりも、数年間継続してきたことで、自分の成長やできるところ、できないところの結果を見ることが子供たちにとってもつかめるようになってきていると思っております。始めた頃はどのようにして効果を出していけばいいのかというところを探していましたが、今は数年たつことで、自分のできるところ、できないところも理解しながら、個別最適な学びに近づいてきていると見ています」との答弁がありました。

委員より「10款4項4目の寒河江さくらんぼ大学推進事業について、参加者の人数は」との問いがあり、当局より「令和5年度の大学院は、定員15名に対して参加8名です。with地球・未来・創造学部については、定員25名のところ10名が参加しました。歴史探検学部については、定員40名のところ33名の参加があります。このwith地球・未来・創造学部と歴史探検学部は中央キャンパス、つまり中央公民館で行ったものです。アクション亢学部は東部地区公民館で行ったもので、定員30名のところ25名が参加しました。心と体の健康学部は南部地区公民館で行われ、定員20名に対して20名の参加がありました。クラフト工芸学部は柴橋地区公民館で行われ、定員20名のところ20名が参加しました。地域発見学部は西部地区公民館で行われ、定員25名に対して25名の参加となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第2号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、

賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第3号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第4号令和5年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「4款3項1目の包括的支援事業・任意事業について、認知症サポーター養成講座の受講者は寒河江市として1万人という目標を掲げていたが、その達成状況は」との問いがあり、当局より「令和5年度の認知症サポーター養成講座は、開催数が7回で受講者数が125名になっています。これまでの受講者総数は現在のところ6,555人になっており、途中でコロナの影響によりサポーター養成講座ができなかった期間が約2年あり、その影響で総数が伸びておりません。また、現在は高齢者と関わる方々のほとんどが認知症サポーター養成講座を受講しており、未受講者の実数としては少なめになっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第5号令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第7号令和5年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「経常損失について、コロナ関連補助金が抜けた分で生じた損失というのは理解できるが、外来数が減ったためこの金額になったのか」との問いがあり、当局より「この金額になった要因として、まず第1点目にコロナの補助金が大幅に減ったというのが大きな要因であります。それ以外にも、物価上昇により経費部分が増加していることや、当初の事業計画において試算上、赤字になる見込みであったことが要因です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○太田芳彦委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和5年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和5年度寒河江市介護認定審査会共同

設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について及び認第7号令和5年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

7案件は各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号及び認第7号の7案件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第44号令和5年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議第45号令和5年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

2案件は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第44号及び議第45号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時02分

○太田芳彦委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会委員長 太 田 芳 彦

